

## 座間市幼児教育・保育無償化の御案内



このパンフレットは、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）（以下、「幼稚園等」）の幼児教育・保育無償化（以下、「無償化」）に関する手続きや必要な書類などについて記載しています。

無償化の対象となるためには、事前に申請書の提出が必要です。よく読んで手続きしてください。

## 1 はじめに

無償化の対象になるためには、利用開始前に居住する市町村に対して手続きが必要です。申請書類は幼稚園等から受け取り、幼稚園等を通じて提出してください。提出された書類に基づき認定を行い、支給認定証を交付します。

## 2 教育時間の保育料(利用料)について

無償化の認定を受けた方が、幼稚園等の教育時間の無償化の対象になります。

※保育料とは別に、実費として徴収される通園バス代や行事費等は、無償化の対象とならずに保護者負担になります。

### ① 無償化の金額

	施設型給付を受ける園	施設型給付を受けない園
1月当たりの無償化の金額	保育料は無料	25,700円(上限額)

### ② 無償化給付の手続き

無償化の金額は、座間市から幼稚園等に給付しますので、保護者から座間市に対する無償化給付の請求手続きはありません。

## 3 預かり保育の利用料について

共働きの世帯の子どもなど、保育の必要性の認定を受けた方が、預かり保育を利用した場合に無償化の対象になります。

※満3歳児は、市民税非課税世帯(生活保護世帯、里親を含む。以下「非課税世帯等」)で保育の必要性のある方が対象です。

### ① 保育の必要性の種類

	保護者の状況	認定される期間
1	自宅内外で月64時間以上働いているとき	退職等まで または 就学まで
2	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前6週から産後8週を含む月
3	病気、負傷、障がい等のため保育が困難なとき	医師の診断書等で判断できる期間
4	親族の介護や看護をしているとき	医師の診断書等で判断できる期間
5	震災、火災などの復旧にあたっているとき	復旧状況により必要と判断できる期間
6	仕事を探しているとき	原則3か月間
7	大学や職業訓練校などに在学しているとき	卒業等までの期間

### ② 無償化の金額

	3歳~5歳	満3歳児 非課税世帯等
1月当たりの無償化の金額 ※ア~ウのうち最も低い額	ア:11,300円(上限額) イ:450円×預かり保育利用日数 ウ:1月当たりの預かり保育利用料	ア:16,300円(上限額) イ:450円×預かり保育利用日数 ウ:1月当たりの預かり保育利用料

### ③ 預かり保育と認可外施設等を併用する場合

預かり保育が一定基準未満(1日8時間未満又は年間200日未満)の幼稚園等を利用する場合は、預かり保育と認可外保育施設の利用分を合わせ、②の範囲で無償化の対象になります。

#### ④ 無償化給付の手続き

手続きの流れは施設によって異なります。「代理受領方式」と「償還払い方式」のどちらが対象となるかは、施設にお問い合わせください。なお、併用した認可外保育施設等の利用分が無償化の対象になる場合は、償還払い方式で請求手続きが必要です。

◆代理受領方式：無償化の金額は、座間市から幼稚園等に給付しますので、無償化給付の請求手続きはありません。上限額を超えた差額は幼稚園等にお支払いください。

◆償還払い方式：利用料の全額を幼稚園等施設に支払い、発行された領収書と提供証明書を添付し座間市に請求手続きを行ってください。詳細は該当者にご案内いたします。今年度は3か月ごと、年4回の手続きの期間を設けています。

### 4 副食費について

無償化の認定を受けた方が、①の要件のいずれかに該当する場合は、おかず・おやつ等の副食費が無償化の対象になります。米・パン・麺などの主食費は無償化の対象外です。

#### ① 無償化の要件

1	保護者の市民税所得割額の合算額が77,100円以下の世帯 市民税所得割額は、4～8月は前年度、9～3月は当年度で、調整控除以外の税額控除の適用前の額を用います。また、保護者の収入が一定の基準未満の場合は、同居する祖父母等の市民税所得割額を合算します。
2	小学校3年生までの兄・姉が2人以上いる世帯 小学校3年生修了前の兄・姉を第1子とし、順に数えて第3子以降が対象です。
3	生活保護世帯または里親等に委託されている世帯 幼稚園等を利用するお子さんが生活保護世帯または里親等に委託されている世帯が対象です。(提出書類についてはP.4参照)

#### ② 無償化の金額

	施設型給付を受ける園	施設型給付を受けない園 ※ア、イのうちいずれか低い額
1月当たりの無償化の金額	副食費は実費負担が免除	ア：4,700円(上限額) イ：1月当たりの副食費

#### ③ 無償化給付の請求手続き

「施設型給付を受ける園」に在籍している方は、無償化の金額は座間市から幼稚園等に給付しますので、保護者から座間市に対する無償化給付の請求手続きはありません。「施設型給付を受けない園」に在籍している方は、幼稚園に給食費を支払い発行された領収書を添付し、座間市に申請手続きを行ってください。詳細は該当者にご案内いたします。今年度は年2回の手続きの期間を設けています。

## 5 無償化の手続きについて

無償化の対象になるためには、保護者が居住する市町村に以下の書類により申請し、無償化の認定を受ける必要があります。幼稚園等の利用開始前に幼稚園等を通じて提出してください。書類に不足がある場合は認定ができないことがあります。

### ① すべての方が提出する書類

1	給付認定申請書
---	---------

### ② 世帯状況により①の書類に加えて提出する書類(下記の状況に該当しない場合は提出の必要はありません。)

	状況	提出書類
1	ひとり親家庭の場合 ※いずれかの書類を提出	・戸籍謄本(全部事項証明書) ・児童扶養手当証書の写し ・ひとり親家庭等医療費助成事業医療証の写し  ※離婚協議中の場合は、裁判所や弁護士を介して行っていることを確認できる書類
2	単身赴任中の方がいる場合	単身赴任をしている方の課税(非課税)証明書
3	生活保護世帯の場合	受給者証のコピー
4	里親等に委託されている世帯の場合	措置委託通知書のコピー等
5	令和4年中または令和5年中に国外に居住していた場合	該当年の国内収入と国外収入を勤務先が証明した書類
6	保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合	保護者の保育の必要性を証明する書類 ※③の書類のいずれか

### ③ 保育の必要性を証明する書類

	要件		提出書類
1	就労	月64時間以上の就労	・就労証明書(自営業、農業、発注先不特定の内職の場合は、併せて営業許可証または開業届の写し等)
2	妊娠・出産	産前6週から産後8週が属する月であり、出産の準備又は休養を要する期間	・母子手帳の写し ※表紙及び出産予定日が記載されているページのもの
3	傷病・障がい	負傷または病気、身体・精神に障害がある場合 ※いずれかの書類を提出	・保育の必要性とその期間の記載がある医師の診断書 ・障害者手帳の写し ・介護保険証の写し
4	親族の介護	長期にわたり傷病・障がいのある親族の介護をする場合	・医師の診断書、障害者手帳の写しまたは介護保険証の写し ・介護の状況やスケジュールを記したものの(任意書式)
5	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害により、その復旧に当たる場合	・罹災証明書
6	求職活動	要件を満たす就労をするための活動を行い、外出することが常態となっている場合	・期間限定誓約書
7	就学	学校教育法に基づく学校、職業訓練校、その他専門学校などに在学している場合	・学生証または在籍証明書 ・時間割等スケジュールを記したもの

## 6 支給認定区分の種類について

提出された書類に基づき以下の通り認定を行い、支給認定証を交付します。

認定区分	対象
1号／新1号認定	満3歳から5歳で、保育の必要性がない世帯
新2号認定	3歳から5歳で、保育の必要性がある世帯
新3号認定	満3歳で、保育の必要性がある非課税世帯等

## 7 申請した内容に変更が生じた場合の手続きについて

退園や転職などにより申請内容に変更が生じた場合には、速やかに以下の書類を提出してください。

### ① 変更が生じたすべての方が提出する書類

1	給付認定変更・取消申請書
---	--------------

### ② 状況により①の書類に加えて提出する書類

	状況	提出書類
1	退園	—
2	市外への転出	—
3	世帯構成の変化(離婚、結婚、祖父母との同居等)	ひとり親家庭となった場合は、戸籍謄本等のひとり親を証明する書類
4	保育を必要とする状況の変化	
	就労状況の変化(転職、勤務時間の変更等)	就労証明書
	離職後に求職活動を行う場合	期間限定誓約書
	入所後に保育の必要性が生じた場合	すべての保護者の保育の必要性を証明する書類
	保育の必要性が無くなった場合	—
5	その他、申請内容に変更が生じた場合	適宜お問い合わせください

## 8 FAQ

### Q1: 一度無償化の認定を受ければ卒園まで有効ですか?

支給認定は原則在住する市区町村が行うものであり、「1号／新1号認定」は、卒園または市外に転出されるまで有効です。また、「新2号認定」は、保育の必要性の要件等に変更が生じた場合は認定が取消になる可能性があるため、1年に1回以上、現況確認を行っています。現況確認に必要な書類の提出をお願いしますので、必ずご提出ください。また、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

### Q2: 無償化の対象は何歳からですか?

満3歳になる誕生日の前日から対象です。

### Q3: 保育の必要性がある書類を提出し忘れていましたが、遡って認定できますか?

書類を受領した月より前に遡って新2号および新3号に認定することはできません。速やかにご提出ください。



【 自由記入欄 】



座間市役所 保育・幼稚園課 認定給付係

住所：〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話：046-252-7202

受付：祝日を除く月曜日から金曜日

8:30~17:15



令和5年9月作成